

大阪府立淀商業高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和5年4月1日

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条)

2 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「好ましい人間関係を築き、豊かな心を持った生徒」育成のために「大阪府立淀商業高等学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、次の4点を挙げる。

- (1) いじめを絶対に許さない学校づくりに努める
- (2) ささいな変化に気づくことのできる体制づくりに努める
- (3) 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくりに努める
- (4) 情報発信を行い、家庭、地域との協力体制づくりに努める

3 いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も加害者にも被害者にもなりうるという事案を踏まえて、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全職員で行う。

- (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）
 - ① 学習規律の徹底
 - ② わかる授業づくりのへの取り組み
 - ③ 教員一人一人の指導力の向上
- (2) 自己有用感を高めるために（生徒会活動やキャリア教育の計画等から）
 - ① 生徒会活動を通じて生徒自らいじめ問題に取り組む姿勢を養う
 - ② 社会体験、交流体験、ボランティア体験の充実
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
 - ① いじめを許さない学級づくり
 - ② 人権学習、道徳教育の推進
 - ③ 全校集会、学年集会などで、日常的にいじめ問題に触れいじめは絶対に許されないとの雰囲気を作る

4 いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- (1) SHR、終礼、HR や授業中の観察
- (2) 個人面談を実施し生徒の動向を十分に把握する
- (3) アンケート調査の実施（年3回程度の実施）
- (4) 相談窓口を周知し、スクールカウンセラーなどと緊密に連携をとる
- (5) 子供相談センターや警察少年係と連携し、情報交換を日ごろから行う

5 いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) 全教職員が団結し問題解決に取り組む体制を作る
 - ・生徒・保護者から相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴し、いじめられた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保する
 - ・発見、通報を受けた教職員は、管理職、校内のいじめ対策委員会及び生活指導部に直ちに報告し、その情報を共有する
- (2) 被害生徒および保護者への支援
 - ・被害生徒から事実関係の聴取を行う
 - ・必要に応じて家庭訪問などを行い、保護者に事実関係を伝える
 - ・被害生徒を支える体制づくり
 - ・心理や福祉などの専門家などの外部専門家への協力依頼
- (3) 加害生徒への指導および保護者への助言
 - ・加害生徒から事実関係の聴取を行う
 - ・指導・支援方針を決定する、その際保護者との連携、個人情報の取り扱い警察との連携などを十分に考える
 - ・聴取後、保護者へ連絡する
- (4) いじめが起きた集団への指導
 - ・傍観していた生徒に対しても、自らの問題としてとらえさせ、集団の一員として、個人の尊重、認め合う人間関係を構築する態度を育成する

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織（いじめ対策委員会）

① 構成

校長・教頭・人権教育主担・人権教育推進委員会委員（各学年・各分掌より）

② 役割

- ・基本方針に基づく具体的な計画の作成、実行、検証、修正を行う
- ・いじめ問題に関する情報の収集、共有

③ 年間計画

- ・委員会の実施時期（学期ごとに1回以上定例の会議を行う）
- ・アンケートの実施（生徒対象 年2回以上）
- ・個人面談を通じた生徒からの聞き取り調査の実施、整理
- ・教職員への研修会（年1回以上）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

① ホームページや学校だよりなどによる情報発信

② 学校協議会への提案、協力体制の構築

(3) 取り組み内容の検証

① 生徒アンケートの結果から検証する

② 運営に関する計画と関連づけ、自己評価を行う

③ 学校協議会での評価を行う

7 重大事案への対応

(1) いじめにより、学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(2) いじめにより、学校に在籍する生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

(3) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(4) 重大事態が発生した場合は、直ちに大阪府教育庁に報告する

(5) 学校が調査主体となった場合は学校内に重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、いじめを受けた生徒、保護者に対して情報を適切に提供し調査結果を踏まえ必要な措置をとる

(6) 大阪府教育庁が調査主体となった場合は大阪府教育庁のもと、資料の提出など調査に協力する